

内閣官房行政効率化推進計画見直しの概要

平成17年6月30日
内閣官房

内閣官房においては、昨年度の推進計画の内容を引き続き着実に実施することとした上で、これまでの取組実績を踏まえた計画内容の修正等を行うとともに、以下のとおり新規の取組事項を計画に加えたところである。

(主な新規取組事項)

1. 公共調達効率化

少額随意契約以外の随意契約案件(例. 予定価格が250万円を超える工事又は製造 予定価格が160万円を超える財産の買い入れ等)について、契約の相手方、金額、随契理由等を整理し、ホームページ上に公表する。

内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。

随意契約又は競争入札における委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努める。

電力供給契約の入札を実施する。

9. 出張旅費効率化

出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。

12. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては軽装での執務を促すこととする。

OA機器、照明のスイッチの適正管理等により、電気使用量等を削減する。

自動水栓等により節水を推進する。

廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rを図る。